



2023年4月10日

各位

会社名：ウエルシアホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 松本 忠久
(コード番号：3141 東証プライム)
問合せ先：取締役副社長兼執行役員コーポレート担当 中村 壽一
(電話番号：03-5207-5878)

従業員持株会を活用したインセンティブ・プランの再導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（2015年10月、2020年10月に導入した「従業員持株 ESOP 信託」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下「本制度」といいます。）の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配する本制度を通じて、当社業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社は、新たな中期経営計画の策定に合わせ、当社グループの使命、当社グループの経営理念である「お客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供します」を安定的かつ継続的に実現するため、当社及び当社グループ従業員の双方にとって最適なインセンティブ・プランを検討してきました。

今般、本制度についての再導入について入念に検討した結果、改めて本制度を導入することによって当社グループ従業員が一丸となって、中期経営計画の達成および当社グループの使命の実現に向けて継続的に高いレベルで挑戦することができると判断いたしました。

社会的価値と経済的価値の創出の重要な担い手である当社グループ従業員への人的資本投資を強化し、様々なステークホルダーにとって最良の企業であるべく、地域を支え地域と共に成長し、企業価値を向上させて参ります。それが当社グループ従業員の一人ひとりの励み、誇り、やりがいに繋がるものと考えております。

2. 本制度の概要

本制度は、「ウエルシアホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

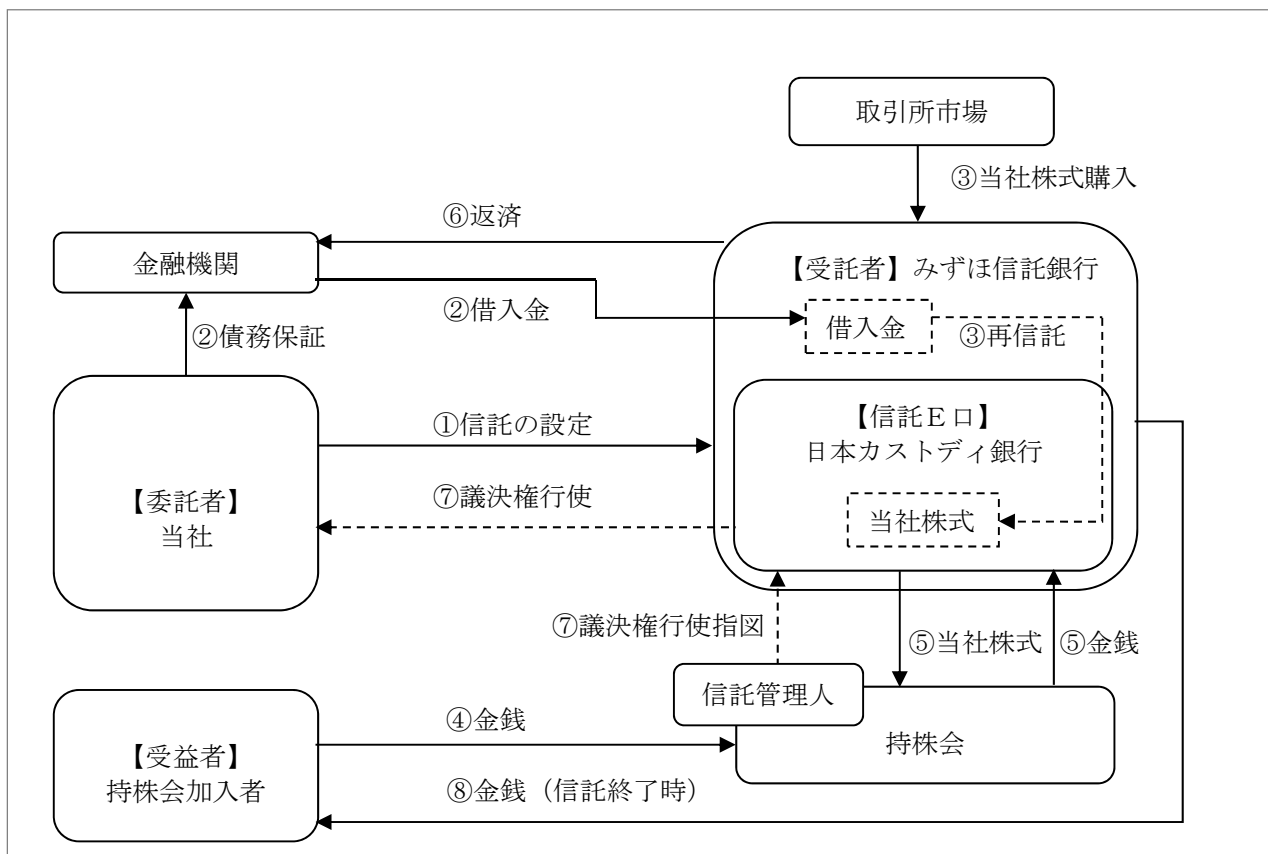
本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」とい

ます。)を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」といいます。）を締結します（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口（以下「信託E口」といいます。）において、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 受託者は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取引所市場を通じて取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

- ⑥ 受託者は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託期間を通じ、本信託は、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき、議決権を行使します。
- ⑧ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。
(信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が保証債務を履行することにより、借入金を返済します。)

4. 本信託の概要

- (1) 信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理、処分により得た収益の受益者への給付
- (2) 委託者 当社
- (3) 受託者 みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 受益者適格要件を充足する持株会加入者
- (5) 信託設定日 2023年4月28日(予定)
- (6) 信託の期間 2023年4月28日から2028年5月10日まで(予定)

5. 本信託による当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式 当社の普通株式
- (2) 取得価額の総額 9,443百万円
- (3) 株式取得期間 2023年4月28日から2023年6月30日(予定)まで
- (4) 株式取得方法 取引所市場より取得

以 上